

第7回教育委員会定例会会議録

平成28年7月26日（火）

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光三郎
	委 員	城 所 久 恵
	委 員	高 橋 宏
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 指 導 支 援 課 長	金 子 真 吾
	生 涯 学 習 課 長	津 田 智 宏
	給 食 セ ン タ ー 所 長	本 多 孝 裕
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	荒 西 岳 広
	指 導 主 事	植 木 淳

午後2時00分開議

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。去る7月20日に、小中学校におきましては1学期の授業課程が終了いたしまして、21日から夏休みに入ったところでございます。セミの声も聞こえてきてはおりますが、まだ梅雨明けに至っておりません。恐らくあす、あさってぐらいから、梅雨が明けて本格的な夏が始まるのだと思います。梅雨が明ければ明けたでまた暑くなりますので、体調には十分にご自愛願いたいと思います。

それでは、これから平成28年第7回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を城所委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【城所委員】 はい。

○【是松教育長】 ありがとうございます。では、本日の審議案件のうち、議案第46号「臨時代理事項の報告及び承認について（公立学校教員に関する処置の内申について）」は人事案件ですので、秘密会といたしますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【是松教育長】 それでは、審議に入ります。



○議題（1） 教育長報告

○【是松教育長】 最初に教育長報告を申し上げます。

6月28日火曜日の第6回定例教育委員会以降、昨日までの教育委員会の主な事業についてご報告を申し上げます。

6月28日、定例教育委員会の前に、平成28年度第1回となります国立市長による国立市総合教育会議を開催いたしました。今後の教育施設整備のあり方についてというテーマで、給食センターあるいは学校施設の整備更新のあり方と課題について、市長と教育委員で協議をしたところでございます。同日、夜、社会教育委員の会を開催いたしました。

6月29日水曜日に、四小を市教委訪問いたしました。

7月2日土曜日に、八小におきまして、道徳授業地区公開講座が開催されました。

7月4日月曜日に、国立市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたしました。また、同日は、第三中学校におきまして、立川J.Cの企画主催によります模擬選挙プログラムによる主権者教育「みらいく」の授業を実施いたしております。

7月5日火曜日に、校長会を開催いたしました。同日、第3回の特別支援学級教科用図書審議会を開催しております。

7月6日水曜日に、二中を市教委訪問いたしました。

7月7日木曜日、小学校5年生、中学校2年生を対象とした東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査が実施されております。

7月8日金曜日に、PTA会長と城所教育委員の懇談会を開催いたしました。

7月11日月曜日、社会教育委員の会臨時会を開催いたしました。

7月12日火曜日には、公民館運営審議会を開催いたしました。

7月13日水曜日に、一中を市教委訪問いたしました。また、同日、東京都の文化財保存整備市町村協議会総会が、府中市郷土の森で開催され、教育長並びに生涯学習関係職員が出席いたしました。同日は、小学生の科学展に向けた公募小学生42名が、ヤクルト本社中央研究所の施設見学と研究者との交流を行っております。

7月14日木曜日、都市教育長会が開催されました。

7月15日金曜日に、副校長会が開催されております。また、同日、一中におきまして、情報モラル推進校のモデル事業が行われております。

7月19日火曜日に、1学期の給食が全て終了いたしました。

7月20日水曜日に、1学期が終業しております。

7月21日木曜日、小中学校の合同授業研究会の全体研修会が開催されました。生活部会、総合的な学習部会の発表に続いて、帝京大学向山教授にご講演をいただいたところでございます。同日、都市教育長会の研修会も開催されておきまして、講師に東京都教育委員会教育委員であります宮崎緑氏を迎えてのご講演をいただきました。

同日は、夏休み中の事件・事故防止のための啓発を行う前期の巡回を行っております。これは28日まで市内5地域を各1回、回る予定でございます。また、来月は後期の巡回を行う予定となっております。同日、図書館協議会、スポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

7月22日金曜日、教育リーダー研修会を開催いたしました。

最後になりますが、7月24日日曜日に、国立市青少年国内交流（平和派遣）事業と国立市青少年海外短期派遣事業の派遣生の壮行会が行われております。

教育長報告は以上でございます。

ご意見、ご感想等ございましたら、よろしく申し上げます。

山口委員。

○【山口委員】 前回、6月末から昨日までの間は、学校において1学期の最後です。夏休み前ということで、いろいろなプログラムがめじろ押しでありまして、我々の学校訪問が、中学校二つ、小学校一つ、道徳公開も1カ所等々、学校を訪問する機会が多かったのですけれども、その中で特に先週行われた合同授業研修会のことと、都市教育長会研修会のこと、教育リーダー研修会のことを中心に、感想を述べさせていただいて、あと一つ質問をさせていただこうかと思っています。

市教委訪問や道徳授業は、1学期末の時期ですので、それぞれの学校が大分落ちついてきて、夏休み前の最後のまとめのときだったものですから、学校ごとの特徴がしっかり出ていて、見応えのある訪問、道徳授業だったなと感じております。それぞれの学校で、子どもとともに歩んでいる姿をしっかりと見ることができて、よかったと思っております。

宮崎緑さんの研修が21日の木曜日の午後に行われて、二つほど耳についた言葉があったので、ご紹介しておきます。

一つは、この会のテーマが「地球市民を育てる」というテーマで宮崎さんが話をしまし

た。「地球市民」という言葉は、最近よく聞く言葉なのですけれども、非常にいいなと思っていて、片仮名で言うグローバル人材と少し違うのですね。地球市民、地球をベースにした市民を育てるということで、実際にその規模で、例えば日本人の学生が海外を見て感じてもう一回日本を見直すというようなこと。逆に、外国からの留学生が日本をそのような視点で見るということで、平たく見ていくような感じです。その中で私は、地域を見つめるものみたいなものが、市民が育てられたらいいなと思っている部分があるものですから、非常にいい言葉だなと思われて、宮崎先生がそれを実践されているのを聞いて、東京都の教育委員になられていますので、いい働きをしていただければと思います。

最後に言われていたのは、教育とは何かというお話で、一人一人が持っている能力を引き出していくのが教育だと。まさにそうですね。いい子だけよくするのではなくて、一人一人の子、全ての子が能力を持っていて、それを引き出してあげるのが教育なのだ。そういう環境をつくっていくのが教育なのだというようなことを話しておりました。

午前中に行われた小中学校合同授業研究会の全体研修会は、芸術小ホールにはぼいっばいで数はわからないですけれども、国立市内のほとんどの学校の先生が来られたのではないかという感じで、すごいことだなと思いました。二つの部会の発表がありまして、先生の意気込みというのを強く感じたところです。

翌日の教育リーダー研修会は、副校長と主幹は全員参加で、それぞれの学校が持っている課題を考える会だったのですけれども、それにも、主幹以外の主任の先生や若い先生も来られていました。学校ごとのディスカッションでは、副校長を中心に非常に熱心にやられていて、自分たちの学校の問題をどうしていったらいいのだろうか、目を輝かせながら、一生懸命取り組んでいました。そういう先生たちがいたら、子どもたちが持っている能力を引き出す教育ができるのではないかと感じましたし、そのことを教育委員としてサポートしていくことができればいいなと思いました。

以上が感想でございます。

今、夏休み中の事件・事故防止の啓発ということで、市内を巡回して、車からスピーカーで安全確認の放送を流していることだと思います。夏休みが始まったところですので、学校関係で夏休み中の事件とか事故、そのときの生活とか、これは2学期に響いてくると思いますので、どういう指導をしていくのか。先週から「ポケモンGO」ですか。新しいものもできて、いろいろなことが起こっているようですので、より注意しなければいけないことがあると思っておりますけれども、今どういう形で行われているのか聞かせていただければと思います。

以上でございます。

○【是松教育長】 ご感想とご質問をいただいております。質問のほうです。夏休み中の地域、家庭における子どもたちの生活指導についてということですが。

荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 それでは、夏期休業日中の生活指導についてご説明いたします。

夏期休業日に入ってから数日たっておりますけれども、大きな事件・事故が起こっているという情報はございません。

学校は、夏期休業日の前に、各学級等で生活指導についてしっかりと指導する時間を設けております。市教委からも生活指導についてということで通知を出させていただいておりまして、そこに押さえるべき事項を掲載してございます。大きく分けて、近年で言いますと、特にSNSの関係について注意喚起をする。それから、いじめや自殺、欠席しがちな児童・生徒の心のサインを見逃さないというようなことについての啓発、それから交通事故、特に自転車の関係で交差点での事故、ヘルメットを着用していないことでの大きな事故ということが都内でも起きておりますので、そういったことを中心とした注意喚起を行ってございます。これは従前からやってきていることではございますけれども、夏期休業日中の問題行動についての指導ということも、継続して行ってございます。

また、文科省及び東京都のほうから、歩きスマホや、ながらスマホについての注意喚起の文書がちょうど来たところでございますので、これについては、もうお休みに入っていますので、水泳指導や部活動などで学校に来た児童・生徒に個々の対応になってしまうのですが、注意喚起をしていくように学校に通知する予定でございます。

以上でございます。

○【是松教育長】 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 私も幾つか感想を述べさせていただきたいと思います。

まず、学校のほうは、1学期が無事に終わったと聞いていますので、先生方もお疲れさまでした。夏期休業日中は、先生方に研修があると伺っていますので、ぜひ1学期のまとめをして、あとはリフレッシュされて、また2学期に元気な顔で子どもたちを迎えていただきたいなと思っています。

山口委員がおっしゃったこととかぶるのですけれども、まず合同研のほうは、小さい市だからできるすごさというのは、講師の先生もおっしゃっていたのですけれども、小中で一堂に会してやるということで、皆さんで意思疎通を図るとか、行き届くことができるというのは国立ならではのだと思いますので、その利点が見えるなど実感した会でした。秋の発表までまだ結構時間がありますので、自分たちで実のある発表と、そのプロセスを踏んでいただきたいなと思っています。

それから、教育長会研修会のほうで印象的だったのは、宮崎先生が世界から見た日本の印象と日本から見た世界の印象を、行ったり来たり、行ったり来たり、いろいろな話題を織り交ぜて紹介してくださったのですけれども、どうしても自分の立場で固定された視点でものを見たり判断しやすいのですが、そこを柔軟にしていられる自分でいたいなというように実感した会となりました。お話も非常におもしろく、引き出しが物すごくたくさんあって、飽きない時間であつという間でした。教育委員としてのご活躍も期待しています。

24日に、国立市の交流事業で派遣生の壮行会に参加させていただきました。小学生が

16名と中高生が10名で、夏休み中に体験をするということです。中高生の代表者の学生さんと、あとはそれぞれ一人一人が一言ずつ、どういう目的でどういう目標を持って行くかを決意表明という形でお話をされたのですけれども、見ていてうらやましいなどと思うほど、自分の目的をクリアにして持っていける姿を見させていただきました。ぜひ自分の五感をフルに使って、ふだん眠っている感覚とかも目覚ましていただけたと思うので、十二分に体験して、こちらに戻ってきて、また8月末の報告を楽しみにしていきたいと思えます。

それから、7月8日に、各校のPTA会長さんにお声をかけさせていただいて、懇談会という形でお話しする時間を設けさせていただきました。私のことでいうと、子どもが二人いて、二人とも都立高校で、一人の子どものほうでPTA会長をさせていただいて、もう一人の子どものほうで副会長をさせていただきました。現在も副会長をやっているのですけれども、振り返って小中学校の会長さんや本部の役員さんの姿を見ると、地域で密着した人間関係と学校とも密度の濃い中で、学校と保護者と地域という中で活動されているのだなと、まじまじと実感をするところがありました。あまり意識的にはならないかもしれないですけれども、PTA会長さんや本部の方々がつくり出す雰囲気というのが、保護者全体の雰囲気はかなり影響を及ぼしているのだらうと思います。そういうところと一緒に皆さんで意識化していただくと、どのように学校をサポートしていくか、どのように学校とやっていくか、地域をどのように巻き込んでいくかなど、新しいシーンでいろいろなことができるのではないかとこの会でも皆さんといろいろお話しして手応えを感じました。

教育委員会についてとか、教育行政についてとか、教育委員会と学校とのつながりとかというのは、幾ら会長や本部をやっていたとしても、よほどご興味がない限りは知られていないことが多いので、最初に教育長に講義ということで20～30分お話をさせていただきました。皆さん理解をしていただけたと思います。わからないままにしておくとか疑心暗鬼になったりすると思うので、話す場を設けて、お互いに顔を見合わせてやっていけば、また違う形で学校をサポートしたり、子どもたちのことを考えたりできるのではないかなと、非常に可能性を感じた時間となりました。また機会をつくって、いろいろお話をしていきたいなと思いました。

以上です。

質問が一つあります。公募の小学生とヤクルト本社中央研究所施設見学、研究者の交流ということで行われたようなのですが、どのようなものだったのかご紹介いただければありがたいです。

○【是松教育長】 ありがとうございます。それでは、ご質問に対して、荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 ヤクルト本社中央研究所の施設見学について、ご説明いたします。

7月13日に実施いたしました。これまではそういった形でのヤクルトとのかかわりというのはなかったわけですけれども、ここで本市にある企業との連携というようなこともあ

わせて、「科学・ひと・未来」連携事業の一環として、まずは見学させてもらうということで話を進め、実現したところです。参加者は、当日 44 名の応募がある中で 42 名の参加がございまして、約 2 時間、研究所のほうにお邪魔してきました。

プログラムといたしまして、大きく二つに分かれておりまして、一つは、研究所の中に代田記念館という、ヤクルトの乳酸菌を発見した代田教授にまつわる記念館がございまして、そこで最新の映像などともに説明員から指導を受け、それから内部のものについて見学をすると、そういった時間帯がございました。そのあと、場所を移動しまして、菌なので非常に小さいものなのですけれども、実物を顕微鏡で見て確認をする作業や、培養していると肉眼で、シャーレーでも菌が集落をつくっていく様子がわかるのですが、その数を数えて、あとは何倍に希釈するというような計算をすることによって、今飲んだヤクルトには何百億の菌がいるのですよということを計算で数えるなど、こういうように研究は進めているのですという体験などもさせていただきました。あとは、ヤクルトの取り組みということで、乳酸菌が体にいいのはなぜかという内容のプレゼンテーションを受け、最後に研究員とグループワークの形で、質問をしてお答えをいただく時間も設けていただきまして、子どもたちは充実した 2 時間を過ごすことができたのではないかなと思います。

以上でございます。

○【城所委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 まずは、1 学期が無事に終了して、本当によかったと思います。いよいよ夏期休業に入りまして、先生方が研修に汗を流していることと思います。私も、きょうの午前中、情報教育研修会をのぞいてまいりました。熱心に研修に取り組んでいる姿をかいま見ることができました。

私のほうは、市教委訪問及び道徳授業の地区公開講座に参加した感想を述べたいと思います。

四小では、問題解決的な学習課程を重視して、授業の質を高める工夫をしていました。昨年、市川指導担当課長が講評で指摘した改善すべき、つまり、目当てを立てる場面、言語化、振り返りについて、達成できているように感じました。次に、問題解決的な理科の授業も参観でき、教師の熱意と児童の真剣さが伝わってくる授業でした。研究授業では、算数が苦手なコース、5 年生の授業で、まず導入の部分で児童を驚かせる仕掛けを見せて、その準備に大変時間をかけた、そういった教師として手間を惜しまない先生とそれに応える子どもの笑顔。できた、満足したという顔が輝いて見えました。とてもいい授業だったと思います。学習環境では、机の上に鉛筆 2 本と消しゴム 1 個、そしてストッパーという学校としての取り組みは、大変いいなと思います。

続いて、八小の道徳では、児童は落ちついて学習に取り組んで、活発に発言している学級が目立ちました。その中で 3 年生の H 先生は、板書が独創的で、よく準備された授業は

流れがスムーズで見応えがありました。

二中では、学校経営方針で環境美化を推進しています。特に授業で黒板に生徒が集中できるように、いわゆるユニバーサルデザイン化をしているところが特徴になっていました。生徒は落ちついていて、学習に取り組む姿勢が真剣でした。目立ったところでは、チーム・ティーチング、いわゆるTTの授業、これは英語で行われましたが、非常によかったなと思います。また、グループ学習では、意見をまとめる際にホワイトボードを活用していました。使い方がとてもいいですね。

一中では、黒板の周辺を整理して、授業に集中できるように授業の狙いを必ず板書すると。さらに授業の流れを生徒に示すことによって、わかりやすい授業づくりに取り組んでいました。ここでもホワイトボードを使っていて、さらに生徒の記入を助ける罫線が引かれていて、工夫が見られたところです。

全体的に言えることは、教科書をもっと活用してほしいなど。色彩が豊かで、見やすくてわかりやすい、そういった教科書を教師はもっと活用してほしいなど感じたところです。以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(2) 陳情第2号 教育委員会定例会において、教育委員も飲食をしないことを求める陳情

○【是松教育長】 それでは、よろしければ、次に陳情第2号、教育委員会定例会において、教育委員も飲食をしないことを求める陳情を議題といたします。

陳情者から、趣旨説明を行いたいというお申し出がありますので、これを認めることにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、暫時休憩とし、説明を受けたいと思います。説明に当たりますは、簡潔なご説明をお願いいたします。

それでは、陳情者の方どうぞ。

午後2時25分休憩

午後2時35分再開

○【是松教育長】 説明が終わりました。それでは、休憩を閉じて議事に戻ります。

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

それでは、まず、この会議の主催者が、今、私になっておりますので、私のほうから少し意見を述べさせていただきます。

あってもなくてもいい規則ではないかということ陳情者の方は申されておりましたが、傍聴人規則というのは、教育委員会の会議が円滑な進行で進むこと、また、大変狭い傍聴スペースでございますので傍聴者それぞれが快適に傍聴できるように、いわゆる最低限の

ルールを規定したものに過ぎないと思っております。第5条の(4)の飲食をしないことというのは、当然ながら、傍聴中にむやみに物を食べたり飲んだりしないことを規定しています。お弁当を広げたり、おせんべいをかじったりして他の傍聴者に不快感や迷惑を与え、また、我々の議事や傍聴に支障を来すことがないようにということから、規定で設定しているところでございます。なお、傍聴人が体調管理や暑さ対策のために水分補給をせざるを得ないときは、その旨をあらかじめ申し出ておいていただければ、それを禁ずるものではありません。また、必ずしも途中で体調が悪くて緊急としてお水を飲んだからといって、教育長において、すぐに退席を命じたりするものでもないということはもちろんでございます。

一方、会議の当事者である私たちにおいて席上に水が置かれているということについては、幾つかの経緯がございます。我々は一旦会議が始まると2時間近くは休憩を取らないことが常ですので、その間、余儀なく席に拘束されてしまいます。これは、もう傍聴者の方もご理解いただいていると思います。この点、会議中の出退が自由な傍聴人とは、立場、状況が違うと思っております。かつては水を出しておりませんでした。過去に喉の調子の悪い委員への配慮から、2時間近い拘束の中で円滑な議論を進める上で、全員の席上にとりあえず水を用意しておくということを、これは教育委員会の中で、教育委員同士で、合意のもとで決めた経緯がございます。会議の当事者として発信中に、喉を湿らすことと、傍聴人がむやみに飲食をするということは、その意味合いが違うと私は考えますので、この陳情は不採択としたいと考えております。

以上です。

山口委員。

○【山口委員】 今、陳情の方からご意見を聞きまして、ここの短い文言ではなくて、奥にある真意を語っていただいたと思います。裏返すと非常に厳しい指摘を受けているなど、もう一方でいうと非常に悲しくなって、その話を聞いておりました。私は、少なくとも子どもたちが成長していくことをサポートしていくのが教育委員の仕事だと思います。先ほど言われたので、私がちょっと反応してしまったのは、規則で縛ることを決めるのが教育委員会の仕事と言われたように聞こえました。そうではないです。子どもたちがいかによく成長していくのか。市民の方々まで、もっと言ったほうがいいのかもしれない。それが我々の仕事だと思っております。それで本当にやっています。先ほどの私の感想も、そのつもりで述べましたけれども、それが伝わっていないということに、悲しみを覚えて、まだまだしっかりやれと叱咤激励をされたものだというように思いました。

内容についてですが、私は市議会の傍聴も何回か行っております。傍聴席に座っているときと、我々が教育委員会で座っているときとは全然緊張感が違いますし、傍聴人は議事の進行の邪魔をしてはいけないというのが前提だと思います。そこで話し合われていることが広く公になることは絶対に必要ですから、傍聴の制度は必要だと思いますけれども、そのことは前提ですので、きょうの陳情に関しては、私の感覚で言えば、ずれている部分

がおありになるなというように感じました。不採択という意見を持っております。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 この件が議題にのぼったときに、ここで言う、いみじくも陳情者の方がいう「飲食」、辞書によって多少違うのですけれども、飲食というのは食べることというように捉えて、水を飲む、これは常識の範囲内だろうと、こういうように話をしたと思います。先ほどの教育長の説明にもありましたとおり、常識的に許されるもの、それは拒むものではないという、これは基本的な考え方だと再度申し上げておきたいと思います。

規則で縛るのかどうかという、非常に重たい命題みたいなものを与えられましたけれども、縛ろうなんて思っていませんので、常識豊かにこの定例会が進むことを願っています。非常に厳しいおっしゃり方がありましたけれども、この件であまり深く議論することは避けたほうが良いと考えまして、不採択でよろしいのではないのでしょうか。そう思います。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 飲食の例を幾つか挙げておられたけれども、普通、飲食というと食事のことで、例えば病院で患者に水を飲ますのは飲食とは言いません。水を飲むことも飲食かどうかということが問題になる。そのところは、陳情者の方もおわかりになって言っているのだと思うのですが。

以上です。

○【是松教育長】 城所委員。

○【城所委員】 飲食云々の前に、その賛否の意見がなくて全員賛成ということでおっしゃられたような印象を受け取りましたが、私としてはどうでもいい議案というのは今まで一つもなかったわけで、意見を述べなかったから何も考えていないとか何も無いというわけではなくて、賛成という意思表示はしているつもりですので、どれもこれも大事な一つ一つの議案だと思って受けとめて話しております。

それから、飲食については良識の範囲でお願いしていると思いますので、これが採択されても、されなくても、その点は皆さんの良識の範囲でしていただければいいと思います。ただし、良識の範囲というのは人それぞれ違います。こんにゃくゼリーをかまないで飲まないでねと、わざわざお菓子の袋に書いたり、そこまで書くのかということが書かれたりとか、少しちぐはぐなことも起きているように感じます。これは縛るわけではなくて、誰もが見てわかるような範囲で示すというように書かれているのではないかなと、私のほうは受けとめています。

皆さんおっしゃるように、縛る規則についておっしゃっていましたが、語弊はありますが、規則があって安心する方も中にはいるというか、全く何もなくて、皆さんが気持ちよく動けるかという、まだまだそうではないこともあると思うので、ある程度ガイドライ

ンとしておくことは必要なこともあるかと思えます。私も決して規則で縛るわけで、何かを決めているという、そんなことはないと思っております。

以上です。

○【是松教育長】 不採択と考えるからということによろしいですね。

○【城所委員】 はい。

○【是松教育長】 それでは、全員からご意見をいただきました。

それでは、採決に入ります。

陳情第2号、教育委員会定例会において、教育委員も飲食をしないことを求める陳情については、不採択とすることによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、陳情第2号、教育委員会定例会において、教育委員も飲食をしないことを求める陳情は不採択といたします。

(特別支援学級教科用図書審議会委員長 大山国立第五小学校校長入室)



○議題(3) 議案第42号 平成29年度使用の国立市特別支援学級教科用図書の採択について

○【是松教育長】 次に、議案第42号、平成29年度使用の国立市特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。

荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 それでは、議案第42号、平成29年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択についてご説明いたします。

まず、国立市特別支援学級教科用図書研究委員会及び審議会の経過について、ご説明いたします。

国立市立小中学校の特別支援学級で平成29年度に使用いたします教科用図書について、国立市特別支援学級教科用図書採択要項に基づき、調査研究、審議をしてまいりました。審議の経過といたしましては、4月の教育委員会定例会でお示しました要項、日程に従い特別支援学級固定の設置校長に対し審議会委員の推薦を依頼し、6月13日に第1回審議会を開催いたしました。審議会の委員につきましては、特別支援学級で直接指導をしている教員から、専門性や経験等、総合的に判断して各校長より推薦を受けました。また、特別支援学級の設置校では、6月13日から6月23日までの間、校長、委員長、副校長、及び特別支援学級担任を委員とする調査研究委員会を設置し、特別支援学級の児童・生徒の実態、保護者の要望等に応じた教科用図書の調査研究を行い、その結果を審議会に報告いただきました。

6月27日の第2回の審議会では、各調査研究委員からの報告を参考に、国立市立小中学校特別支援学級で使用する教科用図書についての検討、審議をいたしました。

さらに、7月5日に第3回の審議会を開催し、審議を重ねました。その結果をお手元の

報告書にまとめてございます。

なお、採択する教科用図書の教科について、昨年度までと異なる点がありますので、ご説明をいたします。平成 28 年の第 3 回定例教育委員会におきまして、平成 28 年度の国立市立小中学校の教育課程の受理について説明した内容になりますが、改めて説明させていただきます。平成 27 年度に、東京都教育委員会のほうから特別支援学級の教育課程について指摘がありました。趣旨は、知的の特別支援学級の教育課程は、特別支援学校の教育課程を参考にすることが望ましいと示されているということでした。したがって、小学校の特別支援学級では「社会」、「理科」、「生活」、「家庭」の 4 教科、それから中学校の特別支援学級では「技術・家庭」の 1 教科、これが教育課程の中から外れることとなりました。特別支援学級では、これまでも各教科指導の中でこれらの教科を総合的、横断的に学んでいましたが、このことについては、今後変わるということはありません。

なお、小学校の特別支援学級では、各教科をあわせた指導の中で、特別支援学校の教科、「生活」の内容を指導いたします。小学校の特別支援学級の「生活」というのは、小学校の通常学級の「生活」と全く同じ表記でわかりにくいのですが、それぞれ狙いが異なっております。小学校の特別支援学校の「生活」の目標は、日常生活の基本的な習慣を身につけ、集団生活への参加に必要な態度や技能を養う。それから、自分と身近な社会と自然とのかかわりについて関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てると示しております。一方、小学校の通常学級の「生活」の目標は、具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身につけさせ、自立への基礎を養うというように示してございます。

また、小学校の特別支援学級において「生活」の教科用図書については、低学年では 1 冊まで、中学年では 2 冊まで、高学年は 3 冊まで採択することができます。これは児童の発達段階に考慮して、学年が上がるにつれて学ぶ内容もふえるということで配慮されています。

また、同様に中学校特別支援学級では、「技術・家庭」のかわりに、「職業・家庭」を学ぶこととなります。「職業・家庭」の目標は、明るく豊かな職業生活や家庭生活が大切なことに気づくようにするとともに、職業生活及び家庭生活に必要な基礎的な知識と技能の習得を図り、実践的な態度を育てるというように示されております。

なお、児童・生徒の中には、通常の学級との交流及び共同学習において検定本を使用する場合もあることから、今後、各校に対応希望調査を行い、市の予算の中で対応をしてまいります。

国立第二小学校の自閉症・情緒障害の特別支援学級については、通常の学級と同じ教科、学習できる児童が在籍することから、全ての児童が当該学年の検定本を使用いたします。

長くなりましたが、以上のような経緯を踏まえまして、今年度、採択事務を進めてまいりました。審議会の結果につきましては、特別支援学級教科用図書審議会委員長の国立第

五小学校大山紀子校長からご報告させていただきます。

○【**是松教育長**】 それでは、審議結果につきましての報告を求めます。

特別支援学級教科用図書審議会委員長の大山紀子国立第五小学校校長、よろしくお願いたします。

○【**大山審議会委員長**】 特別支援学級教科用図書審議会の委員長を務めました国立第五小学校校長、大山紀子でございます。

今年度の特別支援学級教科用図書審議会では、市内小学校4校及び中学校2校に設置されている特別支援学級において、平成29年度に使用いたします教科用図書について、国立市特別支援学級教科用図書採択要項に基づき審議をいたしました。審議の結果といたしましては、各校に設置されました調査研究委員会に在籍する児童・生徒の実態や保護者等の意見を考慮した適切な教科用図書についての調査を依頼し、結果の報告を受けました。審議会では、各調査研究委員会からの報告書をもとに、国立市立小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書についての審議をいたしました。その結果につきまして別紙の一覧表でまとめましたので、ご報告いたします。

本審議会では、特別支援学級に在籍している児童・生徒のしょうがいが多様化、重複化する中で、一人一人の学習ニーズを十分に考慮した教科用図書であるかを大切に審議いたしました。具体的には、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、可能な限りしょうがいのない児童と同じ場で学ぶことを可能とするために、通常の学級で使用している検定教科書について審議し、次いで、文部科学省著作本及び学校教育法附則第9条図書の使用について、審議をいたしました。検定教科書については、特に児童・生徒の実態に応じて、当該学年用の教科書を使用することが難しい場合、下学年用の教科書を使用することについて審議を進めました。あわせて文部科学省の著作本についても審議をいたしました。また、学校教育法附則第9条図書を使用することについては、東京都教育委員会が作成した調査研究資料を参考にしながら、次の2点から慎重に選定をいたしました。

まず第1点目は、児童・生徒の発達状況等に応じた内容となっているかという点でございます。具体的には、可能な限り各領域に関係する内容が偏りなく含まれているかどうか、系統的に編集されているかどうか、児童・生徒にとって理解が容易な内容になっているかについて、審議いたしました。

第2点目は、児童・生徒のしょうがいの特性に応じた編成、分量になっているかという点でございます。具体的には、写真や図、表、グラフ、用語の扱い方、製本の仕方や本の大きさ、目次や注記などの表記や表現、使用上の便宜について、審議いたしました。

それでは、学校ごとに採択の特色をご説明いたします。

国立第一小学校です。小学校1ページから2ページをごらんください。ページ下の中央に、小1、小2と記してあるページです。先ほど荒西指導主事の説明にあったように、小学校特別支援学級では、特別支援学校の教科、「生活」の内容を学ぶため、全ての児童に「生活」の教科用図書を付与いたします。これについては他校も同様です。小学校4ペー

ジ目の3段目と5ページ目の4段目をごらんください。2年生の児童ですが、平仮名の定着や数の概念の習得を目指し、書写と算数の教科用図書を附則第9条図書としております。同じく小学校5ページ、一番下の段をごらんください。3年生の児童ですが、時間と時刻の学習の充実のために、算数の教科用図書を附則第9条図書としております。

次に、国立第三小学校です。国立第三小学校は、「生活」以外の教科用図書は全て検定本です。

国立第五小学校です。国立第五小学校は、「生活」以外の教科用図書は全て検定本です。

国立第八小学校です。国立第八小学校も同様に、「生活」以外の教科用図書は全て検定本になっております。

中学校に移ります。国立第一中学校です。中学校4ページの3段目から5段目をごらんください。先ほど荒西指導主事が説明したように、中学校特別支援学級では、「技術・家庭」ではなく「職業・家庭」へ変更しております。「職業・家庭」以外の教科用図書は全て検定本です。

国立第三中学校です。中学校6ページの2段目と3段目をごらんください。2年生の生徒は2名ですが、文章を理解しやすくするために、また、コミュニケーション能力を高めるために、国語の教科用図書を附則第9条図書としております。中学校7ページの3段目をごらんください。3年生の生徒ですが、基本的な内容を確実に習得できるように、「社会」の教科用図書を附則第9条図書としております。同じページ4段目をごらんください。1年生の生徒ですが、問題解決能力を高めるために、「数学」の教科用図書を附則第9条図書としております。同じページ、下から2段上の2年生の生徒ですが、検定本の後ろに続く「(1年)」に下線がされています。これは検定本ではありませんが、下学年の検定本を採択していることを意味しております。同じページ、一番下の欄をごらんください。2年生の生徒ですが、基礎的な内容を丁寧に指導することができることから、「数学」の教科用図書を附則第9条図書としております。

以上をもちまして、審議会の報告とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。

引き続き審議に入ります。特別支援学級教科用図書の採択について、審議会の報告も含めまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

山口委員。

○【山口委員】 感想ですけれども、各学校のそれぞれの子どもたちの状況にあわせてしっかり検討されて、きめ細かく採択の原案をつくっていただいたかなというようなことを思っております。以上です。

○【是松教育長】 城所委員。

○【城所委員】 毎年のことですが、年度も変わって、子どもたちの年も変わって、学年も変わって、いろいろな中で教科書を見ていただいて、ありがとうございます。きっと、

そばにいる先生がその子にとって一番いい選択をしていただいていると思うので、教科書以外にもきつといろいろ道具や資料が要るかと思うのですが、また寄り添った指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 子どもたち一人一人の実態に応じて、教科書を選んでいるという、その視点がとても貴重だなと感じています。本当にありがたいと思ひます。

○【是松教育長】 ほかによろしゅうございませうか。

それでは、採決に入ります。皆さん、ご異議がないようですので、審議結果報告のとおり採択してよろしゅうございませうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第 42 号、平成 29 年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択については、審議会の審議結果報告のとおり採択をいたしました。

大山校長先生を初め、審議会委員の先生方には、熱心なご審議を行っていただきましたことを深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

(特別支援学級教科用図書審議会委員長 大山国立第五小学校校長退室)



○議題(4) 議案第 43 号 平成 28 年度教育費(9月)補正予算案の提出について

○【是松教育長】 次に、議案第 43 号、平成 28 年度教育費(9月)補正予算案の提出についてを議題といたします。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 43 号、平成 28 年度教育費(9月)補正予算案の提出についてご説明をいたします。本議案は、9月に開催されます市議会第3回定例会に補正予算を提出するため、提案するものです。

議案を1枚おめぐりください。初めに歳入でございませう。款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 教育費国庫補助金、節1 教育総務費補助金、細節1 学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金につきまして、予算額全額 74 万 3,000 円を減額いたします。こちらにつきましては、公民館事業の自立に課題を抱える若者支援事業に充当するため、当初、本補助金を受けることを予定しておりました。しかし、後ほど都補助金の歳入予算でご説明いたします学校支援ボランティア推進事業等補助金の地域未来塾事業分で補助金を受けられる旨、ここで東京都より内示が出たため、そちらに予算を組みかえるための減額補正となります。

続きまして、同節内、細節2 インクルーシブ教育システム推進事業費補助金につきまして、こちらも予算額全額、664 万 3,000 円を減額いたします。これは、文科省からの間接補助事業である、都のインクルーシブ教育システム推進事業が急遽実施されなくなったことによる減額となります。

次に、款 14 都支出金、項 2 都補助金、目 7 教育費都補助金、節 1 教育総務費補助金、

細節4家庭教育支援基盤形成事業費補助金につきまして、予算額全額74万3,000円を減額いたします。これも、先ほどの国庫補助金の際にご説明をさせていただいたのと同様、表のすぐ下の学校支援ボランティア推進事業等補助金の地域未来塾事業分に予算を組みかえるための補正となります。

表のすぐ下、学校支援ボランティア推進事業等補助金につきましては、997万3,000円を増額いたします。この内訳といたしましては、学校支援ボランティア推進事業分として、放課後学習支援教室事業に充当する921万6,000円と、先ほど来ご説明しております地域未来塾事業分として、公民館の自立に課題を抱える若者支援事業に充当する75万7,000円となっております。どちらも東京都と調整の上、ここで新たに受けることが内示された補助金となります。

次に、同節内のすぐ下、東京都公立学校施設校内LAN整備工事支援事業補助金ですが、271万5,000円を増額補正いたします。これは表の右に記載の小学校4校、中学校2校の校内LANアクセスポイント設置費用につきまして、補助率33.33%の都補助金を受けるものです。

同じく同節内の一番下、地域未来塾に係る学習支援を促進するために必要なICT機器等の整備費補助金につきまして、34万2,000円を増額補正いたします。これは先ほどご説明した公民館の自立に課題を抱える若者支援事業につきまして、必要なICT機器等の整備費につきまして、補助率10分の10にて都より補助金を受けるものです。

2ページをお開きください。表の一番上、同じ目7教育費都補助金の節2小学校費補助金及び節3中学校費補助金の公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金につきまして、小学校費1,140万9,000円及び中学校費1,495万7,000円をそれぞれ増額補正いたします。これは東京都の公立学校施設非構造部材耐震化支援事業が、平成28年度も引き続き継続して行われることとなったため、それぞれ歳入予算を計上するものです。なお、補助対象事業は第七小学校、第三中学校の校舎非構造部材耐震化対策工事となっており、補助率はいずれも6分の1です。

最後に、款19諸収入、項4雑入、目4雑入、節2雑入につきまして、972万6,000円を増額補正いたします。これは平成27年度分の文化・スポーツ振興財団関連の指定管理料の清算金971万3,000円のほか、平成27年度分市内遺跡整理調査事業業務委託料清算金1万3,000円となっております。

以上、歳入につきましては、総額4,099万3,000円を増額をするものでございます。

さらに1枚おめくりください。歳出でございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育指導費、事務事業、学校指導等嘱託員報酬、節1報酬、細節4嘱託員（中学校通級指導学級指導員）につきまして、129万7,000円を増額するものでございます。これは、中学校通級指導学級の在籍生徒数の増により、10月以降、教員免許を持つ嘱託員を1名増員するための予算となっております。

続きまして、事務事業、情報教育等関連事業費、節14使用料及び賃借料、細節5賃借

料（学校パソコン等賃借料）につきまして、22万6,000円を増額いたします。これは市内小中学校において校務用パソコンが不足しているため、パソコンを追加調達するため必要となる賃借料を増額補正するものです。

次に、項2小学校費、目4特別支援学級費、事務事業、特別支援学級運営整備事業費、節11需用費、細節1消耗品費につきまして、53万円を減額補正いたします。これは表のすぐ下をごらんいただくとおわかりになりますとおり、平成29年度開設予定の特別支援教室整備に関して必要となる備品購入費の科目を新設したことに伴い、需用費の一部から備品購入費へ予算の組みかえを行うものです。

次に、項6社会教育費、目2文化財保護費、事務事業、文化財調査・活用事業、節13委託料、細節21測量等（測量委託料）につきまして、187万8,000円を増額補正いたします。これは、本田家住宅主屋、薬医門また土地の寄付を受けるに当たり、土地の測量を行うための予算を計上するものです。

続きまして、項7社会体育費、目3体育館費、事務事業、体育館管理運営費、節11需用費、細節6修繕費（総合体育館ホール斜屋屋根ガラス補修）につきまして、604万4,000円を増額補正とします。これは、平成28年6月に総合体育館ホールの屋根のガラスにひび割れが発見され、ガラスを交換するための予算となっております。

最後に、項8公民館費、目2公民館事業費、事務事業、自立に課題を抱える若者支援事業費、節14使用料及び賃借料、細節5賃借料（タブレット等賃借料）について、34万2,000円を減額し、表のすぐ下、同事務事業内の節18備品購入費、細節6管理及び教科備品（活動用備品：タブレット端末等購入）について、34万2,000円を増額補正いたします。これは、先ほど歳入でご説明いたしました東京都の地域未来塾に係る学習支援を促進するために必要なICT機器等の整備費補助金を充当する事業となっておりますが、当補助金交付要綱に基づき、賃借料から備品購入費に予算を組みかえるものです。

以上、歳出につきましては、総額944万5,000円を増額するものでございます。

平成28年度教育費（9月）補正予算案の内容は以上のとおりです。よろしくご審査のほどをお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

山口委員。

○【山口委員】 私の勉強不足かもしれないのですが、歳入の1ページ目のインクルーシブ教育システムの件に関して補助金が、これは文科省の事業が実施されなくなった、方針変更があったという理解でよろしいのですか。

金子教育指導支援課長。

○【金子教育指導支援課長】 こちらのほうは、文部科学省の事業自体は行われているのですが、今回、昨年度に引き続いて東京都の事業というのが、東京都の判断というのですか、そういったもので今年度についてはインクルーシブ教育システム推進事業は行わない

ということが決定しましたので、それに応じてなくなってしまったということになります。

○【是松教育長】 補足で何か。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 少し詳細をご説明いたします。まず私ども国立市は、平成 25 年度から 3 カ年、インクルーシブ教育システムモデル事業を受託いたしました。これは国の委託事業でございます。文科省から 2 月に都道府県宛に通知がございました。この委託事業自体は平成 27 年度をもって終了いたしますと。平成 28 年度以降は、補助事業として要綱を作成しましたので、都道府県が窓口となって対応してください。そういった通知が私どもインクルーシブ教育モデル事業を受託していた自治体にも、文科省から参考までにといいことで次年度の準備を進めてくださいと。つまり私どもの受託事業は終わったのですが、その後は、もともと国のほうから補助事業として一部補助金をいただいて拡大した事業を継続していくという予定でございましたので、そういったメールが届いた際に、私どもは予定どおり国の補助金をいただくつもりで準備をしてございました。

ところが、東京都から詳しいお話がなく、期限が狭まってきましたので、3 月 10 日の少し前でございます。国と東京都に確認をしたところ、そもそも私どもの考えていた国からの直接補助ではなくて、東京都も同様の補助事業を創設しなさいと。その上で国は東京都に国の分を支出して、間接補助として市町村に補助をしなさいと。ところが、東京都は、平成 28 年度においては、この間接補助のための補助事業を予定していませんというようなお話でしたので、それは国立市としては承服しかねるということで、国のほうには、そもそものお約束もあったので直接補助を国の分だけでもいただけないかと。それは制度としてはだめですと。東京都のほうに私と市川指導担当課長が直接出向きまして、もともと受託していた自治体に対して何の説明もなかった。私どもは要綱も示されていないことについては承服しかねるので、補正予算でも何でも都のほうできっちり制度をつくってくださいと要請も行いました。

ところが、私どもが伺いますというお約束をした日の前日、都の担当者が、通知文を整理しまして、平成 28 年度については予定しておりませんという通知文を直接伺って、いただいたのですが、承服しかねるので改めて検討してほしいと。

最終的に、6 月の室課長会に同じ文書が示されまして、平成 28 年度については、やはり都としては行いません。平成 29 年度以降については、改めて検討しますというような文書だったのでございますが、平成 29 年度以降については、都もすっかり制度を構築していくというお約束を口頭でありましたので、ここで、その補助金については残念ながら予定していた金額をいただけることが全くなくなって、ゼロベースになったというところで、減額補正をしたところでございます。

以上でございます。

○【山口委員】 ご苦労さま。何か少し納得しかねる感じがします。

○【是松教育長】 宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 この補助金はだめになったのですが、それ以外の補助金で少し運用を広げて、国立市が別にいただける補助金もその間の調整の中で出てきまして、総体としてはいただける額のほうが多くなったというところもございます。どうしても補助金でございますから、法律に基づく負担金とは違って、毎年度、毎年度、予算の中で変わっていくものでございますので、今回はやむを得ないだろうという判断もございます。

以上でございます。

○【是松教育長】 新たな別の事業の補助金に関して、学校支援ボランティア推進事業補助金、ここで 997 万 3,000 円を新たに計上した、これになるのですが、これについて、少しご説明願えますか。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 まず、科目上は学校支援ボランティア推進事業等補助金、1 ページの下から 3 段目、997 万 3,000 円、新たな補助金としてゼロだったものがいただけるという数字でございます。まず、①の学校支援ボランティア推進事業でございますけれども、こちらについては、現在行っております小学校の A S S の事業に対する補助金でございます。もともとは、この補助金の本来の考え方としては、中学生に向けた、自治体と協働して行う地域の学習支援事業、それも協働の委員会等を設置して運営していくものという本来の考え方があったのですが、そこに「等」という言葉がついておりまして、国立市の A S S のような授業については該当しないところであったのですが、現実的に中学生を対象に地域と一緒に学習支援を行っているケースは非常に少ない中で、補助金全体の運用で、そういったものも対象になりますよというお話に変わってきたところがございますので、これは先ほど申し上げた、一方の補助金がだめになったところもありましたので、積極的にいただきたいと手を挙げまして、公民館で行っている中学生の学習支援も含めまして、合計で 997 万 3,000 円をいただけるようになったところがございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○【是松教育長】 おわかりになりましたでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【是松教育長】 いろいろなやりとりの中で、全体的なパイとして補助金を減らされた分は、別の事業でも獲得していく努力を事務局で行っていただいたということです。

城所委員。

○【城所委員】 インクルーシブ教育システムについて質問なのですが、平成 29 年度には新しく東京都で準備をするということですよ。一応、施策の中にはしょうがいしゃ教育のことを、ことしもうたっているのですけれども、そういうことになっているということですよ。

あと、もう一ついいですか。664 万円が減額になっていた分、何か予定していたものができなくなるとか、そういう事態が発生するのか教えてください。

○【是松教育長】 宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 どの部分の歳入でその事業を行っていくかという中で、国の補助金を予定したものがなくなったことについては、市のほうの一般財源を充当していくことで政策当局とはお話をしておりますので、一部実施できなくなることはございません。

それから、東京都とのお約束云々に関しましても、そもそも国立市がモデル事業を行ったので、国とのお話は拡大した部分について、一定年限その一部を国が補助しますということだったのですが、国が考え方を根本的に変えまして、モデル事業を行った自治体だけでなく、広くインクルーシブ教育推進に対する補助金を東京都の間接補助として行いますと。そうなりますと、対象は国立市だけではない。それから、内容についても、国立市がインクルーシブ教育システムの推進事業として行っている部分が丸々対象かというところではなくて、基本的には、合理的配慮のための人的スタッフ、つまり、今全てはご紹介できませんが、そういった一定のものに対する補助ですよということですので、金額的には全自治体に対して一部のものに対する補助ですから、予定していた金額よりは減るであろう。ただ、一方で、もともとは3カ年程度の補助というお約束で考えていたのですが、それが今後年限なく、もちろん補助金ですのでどういふことがあるかわかりませんが、ある程度継続していただける制度にはなっておりますので、国立市としてはそれを獲得すべく、努力していくことが必要だろうというところがございます。

○【城所委員】 いろいろとありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

○【城所委員】 あと、もう1点いいですか。総合体育館の屋根のガラスを修理したということなのですが、これは老朽化みたいなもので自然に発生したものなのかどうかをお聞きできますでしょうか。

○【是松教育長】 津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 こちらは11枚交換するわけなのですが、実は、平成26年度に耐震補強等工事で休館した際にも41枚を交換しております。全体として264枚ある中、老朽化として今回11枚を新たに発見したということで、急遽対応していきたいということで計上させていただいている次第でございます。

以上です。

○【城所委員】 時々見て歩くわけですね。

○【津田生涯学習課長】 はい。施設の維持管理の点検として行っています。

○【城所委員】 わかりました。そんなにたくさんガラスがあったとは。ありがとうございます。

○【是松教育長】 山口委員。

○【山口委員】 何となく怖いというか、事故を想定してしまう部分があるので、修理はこれからだと思いますが、注意してやっていただくとともに、事故が起こってしまったら、いろいろなことが一遍に悪くなりますので、気をつけていただければと思います。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【是松教育長】 それでは議案第 43 号、平成 28 年度教育費（9 月）補正予算案の提出については可決といたします。



○議題（5） 議案第 44 号 平成 27 年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について

○【是松教育長】 次に、議案第 44 号、平成 27 年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 44 号、平成 27 年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書についてご説明いたします。

この教育委員会活動の点検・評価報告書は、教育委員会が効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年みずからの権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務づけられたものとなっております。

各章の取組項目の報告形態については、目的、目標、現状・実施状況、達成度評価、今後の課題となっております。AからDの4段階の評価指標につきましては昨年と同様となりますが、その考え方を、従来既に水準に達している、または従来既に一定の成果が上がっている（1）と、いまだに水準に達していない、いまだに成果が十分でない（2）に分け、4段階の評価指標との組み合わせにより、その取り組みがどの程度の水準なのかわかるよう、A（1）、A（2）というように記載するようしております。

それでは、お手元の報告書によりご説明をいたします。議案を2枚おめくりいただき、右側のページをごらんください。こちらが教育委員会活動全体を通しての評価、見解となっております。平成 27 年度は、A評価が0項目、B評価が18項目、C評価が2項目であったこと、また、中盤には、主な事業の現状、実施状況、評価を記載し、最後に平成 27 年度の教育委員会活動は、新たな課題が発生した状況はあるものの、全体としてはおおむね良好であった旨、また、今後は、まだ水準、成果が十分でない6項目のB（2）評価の取り組みを強化するとともに、新たな課題が発生した取り組みや、C評価となった取り組みの改善を図っていく旨を記載しております。

2枚おめくりいただき、右側の目次のページをごらんください。第一章「教育委員会活動」から、第七章「点検・評価に関する意見について」までの構成については、こちらも例年と同様となっております。

具体的な記載内容をご説明いたします。下部中央にページ番号を振らせていただいておりますが、1枚おめくりいただき1ページをお開きください。平成 27 年6月に開催され

ました総合教育会議にて決定をしていただきました国立市教育大綱を新たに記載しています。続きまして、6ページをお開きください。第一章では、教育委員会活動について、定例会や総合教育会議の開催状況、国立市教育大綱の策定、教科書採択、教育委員の研修活動。また、18ページには、平成27年11月に実施をしました岡山県総社市への行政視察の内容を記載しております。

20ページからの第二章は、学校教育活動の取り組みです。20ページ上段に記載がありますように、各章の各取り組みの目的の最後に、太字で対応する教育委員会基本方針の項目を番号で入れておりますが、平成28年4月に、国立市教育委員会教育目標、基本方針の改正を行いましたので、改正した内容にあわせ、対応する番号も変更しております。これ以降、各取り組みの現状・実施状況の主なものを中心にご紹介をいたします。

次に、21ページをごらんください。学校教育内容の質的向上に向けた取り組みの2の(2)の取り組みといたしまして、平成28年度に新たに開級をしました第二小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の整備について記載をしております。

また、次の22ページには、(7)として、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の最終年度の取り組みを記載しております。

飛びまして30ページをごらんください。学校教育環境の充実に向けた取り組みの1の(8)、一番上になりますが、緊急時の校内での役割分担、PHSを使用した模擬訓練の定期的な実施や、新入生のアレルギー情報を共有する手順などを載せた、国立市独自のアレルギー対応マニュアルの作成について記載をしております。

32ページをお開きください。開かれた学校づくりの取り組みの1の(5)③です。平成28年度より新たに開始した通学路見守り活動に対するボランティア傷害保険へ、80名の地域の方が加入した旨を記載しております。

36ページをお開きください。学校施設環境整備の取り組みとして、1に記載があります屋内運動場の非構造部材耐震化対策につきまして、平成27年度に小学校5校、中学校2校について工事が完了し、国立市内の全小中学校において、屋内運動場の非構造部材耐震化対策が完了した旨、記載をしております。

また、その下、トイレ便器の洋式化について、さらに洋式化率を高めていくため、平成27年度において、小学校4校の低学年用女子トイレ、中学校2校の女子トイレの洋式化工事を実施した旨、記載をしております。

39ページからの第三章は、学校給食の取り組みです。43ページの下段をお開きください。安全な学校給食の提供への取り組みの今後の課題について記載をしておりますが、下より5行目からの記載に、平成27年度に新しい給食提供施設の整備計画策定に向けて庁内検討部会を設置し、給食提供方式や運営手法などの検討を進めた旨、記載をしております。

46ページからの第四章は、生涯学習活動の取り組みです。

53ページをお開きください。社会体育推進の取り組みの2の(3)に、第三中学校校庭に夜間照明施設の設置工事を行った旨、記載をしております。また、すぐ下の3、国立市ス

スポーツ施設等予約システムの構築として、インターネットを利用した施設の空き状況の確認、予約や抽選の申し込みができる施設予約システムの導入について記載をしております。

55 ページからの第五章は、公民館活動の取り組みです。

次の 56 ページをお開きください。主催学習事業・会場等使用事業の取り組みの 5、一番下になりますが、空調機器取替工事による 8 月、9 月の 2 カ月の休館に際しての対応を記載しております。対応として、通年の主催事業の開始時期の繰り上げや、学習内容の圧縮、終了時期の繰り下げ、出張講座やほかの公共施設の活用などを行いました。

64 ページからの第六章は、図書館活動の取り組みです。68 ページをお開きください。図書館運営の取り組みの 7、図書館 40 周年記念誌の発行ですが、市民のための図書館として歩んできた 40 年を振り返り、開館までの歩みと携わった方々の思いなど、関係者から話を聞き、記録や資料をまとめた記念誌を発行した旨、記載をしております。

70 ページをごらんください。第七章では、点検・評価に関するご意見を 3 名の学識経験者の方よりいただいております。昨年同様、一橋大学大学院教授の只野雅人先生、東京女子体育大学准教授の早瀬健介先生、東京学芸大学教授の松田恵示先生にお願いをいたしました。松田先生のご意見に関しましては、議案送付後にご提出をいただきましたので、本日机上に配付をさせていただいております。あわせてご確認をお願いいたします。

74 ページをごらんください。一番最後に、項目ごとの評価を一覧にしております。

説明は以上となりますが、報告書の文言、字句等につきましては、今後、若干の調整をさせていただく場合もございますので、その点、ご了承ください。

それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

平成 20 年度から始まって、報告書としては 9 冊目になります。

城所委員。

○【城所委員】 報告書の作成をありがとうございました。お願いした細かい調整、検討等、確認させていただきました。

3 人の先生からのご意見を見せていただきましたが、三者三様というところがあって、どの切り口で見ていただいたかというところがあったように思います。皆さんでこれを見て検討したときにも、その評価が見やすいかどうかということが書かれていたのですが、最善の形ということで、ことしもこの形でお出しする感じになっていると思います。

きょういただいた松田先生のご意見の中でおもしろかったのは、裏面のところのリーダーシップ事業を今後検討してみてもどうかということや、ニーズを引き出す、引き受けるだけではなくて、これから新しいものを冒険としてつくり出してはどうかというところが、ご意見の中でとてもおもしろかったように思います。教育委員会制度も変わったので、だんだんこういうような流れになっていくのかもしれないなという印象を受けました。

1 点質問です。36 ページの学校施設環境整備の取り組みのところ、目的の下に、基本方針に対応するものが書かれていないのですが、どこか対応しますか。

○【是松教育長】 川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 目的のところなのですが、今回の教育委員会基本方針の改正に当たりまして、対応する部分がないかということで、事務局のほうで検討させていただきました。ただ、該当する番号がございまして、こちらにつきましては、目的のところから、除かせていただいております。

○【城所委員】 はい。意図的に抜いてあるということですね。わかりました。

○【是松教育長】 よろしいですか。

○【城所委員】 はい、結構です。

○【是松教育長】 山口委員。

○【山口委員】 松田先生の意見を見て、今、城所委員が言われたことと同じところに感想を持ちました。これから先の教育環境というのは、どのようになっていくのか考えていかなければいけないと示唆していただいていると思うし、今は次の段階へ進んでいく時期なのかなと思います。

もう一つは、これは今後の検討なのですけれども、評価のところ、A、B、C、Dは、昨年度のやったことがどうだったのかという評価。(1)と(2)というのは、ベースのところの基準が、ある水準に達しているのかどうかということ。もしかしたら、国立市の教育委員会のいろいろな施策の水準自体がこれでいいのか、まだ足りないのかというところをベースにするほうが、重要なかなと思います。その中で、それに対していろいろな施策を行ったところ、「非常に効果があった」をA、「ある程度」をB、「なかなかできなかった」をCとするような考え方、松田先生もその辺のことを書いておられるような気がします。そのほうが、国立市全体の教育状況というのは、見やすいのかなと感じたのですけれども、まだこれは細かく考えていないのです。今年度はこれでいいのですけれども、次年度以降、見やすくすることを考える必要があると思います。これ以上細かくする必要はありませんが。最初はA、B、Cだけで、(1)、(2)をつけたのが何年前だったと思うのですけれども、そういうところも視点として考えていくことがあってもいいのかなと、次の私自身への宿題みたいなことで考えました。

○【是松教育長】 私も、今の評価の関係につきましては、只野先生、それから早瀬先生からもご意見をいただいて、今回、評価のあり方についてのご意見が多かったところは、次年度に向けて検討していく必要があるのかなと思っております。只野先生は評価の平準化が進んでいるのではないかと。これは、地味ながらも一定以上の水準で安定した成果が上がっているということで評価できるかもしれないけれども、やはりB(1)に評価が収れんしてきた結果として、「国立らしさ」や今後重点的に取り組む課題がみえにくいことも否定できないように思われるとおっしゃっています。ついては、新たに取り組むべき項目の抽出など、さらなる工夫も必要でないかとおっしゃられておまして、早瀬先生も、通常このような点検・評価は、年度を重ねるに従いルーティンワーク化し、評価の視点の見直し等をしていかないと、評価そのものの弊害を招くとも言えるということで、次年度

以降は、より理解しやすい評価指標の構築を期待したいと指摘していただきました。

先ほども少し口に挟みましたが、来年度は、今度 10 年目を迎えます。あまり評価をころころ変えていくことは過去からの推移が見えづらくなってはくるのですけれども、10 年目を迎えるに当たって、またこれから議会等のご意見もいただく中で、場合によっては、創意工夫をしながら、もう少し新たな評価の仕方、今の評価をベースにして、もう少し評価に工夫を加えていく必要もあるのかなというように思ったところです。ことしは、こういうことで進めていくしかないだろうなという、この報告をこのまま承認していくしかないだろうなと思っております。

よろしゅうございますか。

それでは採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第 44 号、平成 27 年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書については可決といたします。



○議題（6） 議案第 45 号 国立市図書館条例の一部を改正する条例案について

○【是松教育長】 次に、議案第 45 号、国立市図書館条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

○【尾崎図書館長】 それでは、議案第 45 号、国立市図書館条例の一部を改正する条例案についてご説明させていただきます。

これは、先の平成 28 年第 2 回定例市議会において、国立市町区域の新設についての議案が可決され、国立市谷保 7 丁目が新設されたことに伴い、くにたち中央図書館谷保東分室の位置の表示を変更するため、条例の一部を改正するものです。

資料を 2 枚おめくりください。改正の内容につきましては、本条例の別表中、国立市谷保 135 番地の 1 を国立市谷保 7 丁目 17 番地の 1 に改め、その施行日を平成 28 年 11 月 21 日からとするものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等、ありましたらお願いします。よろしゅうございますか。

それでは、ご異議がないようですので採決に入ります。可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 議案第 45 号、国立市図書館条例の一部を改正する条例案については可決といたします。



○議題（7） 報告事項 1）平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について

○【是松教育長】 次に、報告事項1、平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果についてに移ります。

荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 それでは、報告事項1、平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果についてご報告をいたします。暴力行為、それからいじめ、不登校の順にご報告をいたします。

平成27年度の暴力行為につきましては、小学校が9件、中学校が13件でございました。中学校は、これまで増加傾向にあり、今後どうなるかと懸念されていたところでも、平成27年度は、24件から13件ということで、数をかなり減らしてございます。落ちついた中学校の学校生活の状況が反映されているかと思えます。逆に、小学校のほうは、ふえてきている状況にあり、特に低学年の暴力行為が上がってきてございます。幼稚園、保育園との連携や特別支援教育の充実など、今力を入れて取り組んでいることをさらに強めていく必要があるかと思えます。

また、(2) 具体的な内容につきましては、小学校については、「カッとなって」とか、「パニックになり」、それから「興奮して」といった衝動的なことで暴力行為を働いてしまうと。それによって、教員や子どもにけがをさせるというような状況がございました。また、中学校についても、友達に対して「カッとなる」、教員に対して「カッとなって手を出してしまう」というような状況、それから器物破損の例としまして、教員の悪口を机に彫ってしまうとか、ドアを蹴破るといった状況が報告されてございます。

続きまして、いじめについてです。いじめについては、小学校が28件、中学校が25件、認知してございます。こちらについては、平成24年度、大津のいじめの事件があった年度でございましたが、そこから中学校については、認知件数がどんどん減ってきている状況でございます。こちらは、単純にいじめがなくなっているというようには、事務局としては捉えてございません。もしかしたら、認知力が弱まっているかもしれないという視点も忘れないようにしながら、学校のいじめ防止対策に対する指摘・指導を行っていきたいと思っております。

主な態様としましては、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」といったことが一番多く、小学校17件、中学校16件でございます。3番目の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」という肉体的ないじめについても、小学校7件、中学校7件でございます。ここに項目を起こしませんでした。さらに強く、ひどくたたかれたりとか、本当に大けがをするようないじめということは、小学校、中学校ともに認知はされませんでした。また、中学校のほうで「パソコンや携帯電話でのひぼう・中傷」ということが3件ございまして、これは近年の傾向かと思えます。

前後しますが、(2)の各学年別の認知件数なのですが、本市においては、中2が11人で一番多く、小学校においては小4が多いというような形で、全国的な傾向と若干違っているような状況がございまして。

さらに、平成 27 年度については、重大事態として「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」ということを、1 件報告しているところでございます。

続きまして、不登校です。こちらについては、平成 27 年度、小学校が 20 件、中学校が 30 件、報告されました。中学校については、昨年度 40 件でございましたので 10 人ほど不登校数は減ってございます。出現率をみましても、平成 27 年度、国立市は 2.18%なのですけれども、こちらは都の平成 26 年度の平均が 3.17%ということで大体 3%強ぐらいなのでございますが、率としても低い状況であると分析できるかと思えます。

さらに、指導の結果の状況ということで(4)を見てみますと、中学校 30 名中 8 名が、指導の結果、登校できるようになったと。それから、登校に至らないものの好ましい変化がみられるようになった生徒が 10 名いるということで、このようなどころも不登校の生徒に対する支援が実施されてきているのかなということが、数字で見てとれます。これは、適応指導教室が今大変充実しているということで、不登校になっても一生懸命頑張っ、定期テストは受けようとか、行事によっては参加しようというような前向きな気持ちを持って中学校の授業に参加する生徒が出てきているとか、あと、SSWなどの活躍により、これまで不登校なって、全く手がつけられなくなってしまったお子さんに対しても、家庭に入り込む形で少しずつ働きかけをしていることも影響しているのではないかなと分析してございます。

逆に、小学校については 20 件ということなのですけれども、これは都の平均が 0.46%ということでございますので、都平均よりも若干上回っているような状況になってございます。こちらも、微増ではございますが、少しずつふえてきているような状況でございますので、さらに学校での個別の支援や、あと未然防止としては、クラスが不安定な状況になるということは不登校を引き起こす要因でもあると言われてございますので、学校生活の安定などにも注力していく必要があるかなと思えます。

いずれにしても、中学校は、今、非常に生活が安定してございまして、こういった問題行動等もおさまっている状況にあるのかなと思えます。逆に、小学校では、安定しにくい学級などが若干あるというところがございますので、特に通常学級における特別支援教育の充実や、関係機関とのさらなる連携というところに重点的に取り組んでいこうと考えているところでございます。

報告は、以上でございます。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。山口委員。

○【山口委員】 いじめに関して全国の傾向と少し違うと言われたと思うのですけれども、どのように違うのか、わかる範囲で教えていただきたい。

○【是松教育長】 荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 全国的な傾向をみますと、中 1 が一番多い状況がございます。その後、中 3 のほうで終息していくというのは同じ傾向なのですけれども、本市においては中

2が多くなっている傾向です。それから、小学校においては高学年のほうが多い傾向が全国的にはあるのですけれども、本市においては小4が、少ない数字上のことなのですが、そういった傾向になってございます。

○【山口委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 高橋委員。

○【高橋委員】 暴力的な行為について、小学校と中学校で表現が似ているのですけれども、実際に現場で教師が対応している場面というのは違いがあると思うのですけれども、その辺、どのように押さえていますか。

○【是松教育長】 荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 中学校については、体が大きい状況がございますので、けがとか、そういったものが伴うような形で報告が上がっています。小学校については、最終的にお家の方との連携で、暴力行為を受けたと認識されているものも含めていますので、重みとしては、中学校で上がってきている件というのは、けがをしてしまったというものについてでございます。

そのほか、小競り合いで少したたいてしまったということは日常生活の中であるわけですが、それについては、暴力行為として上がってきていないと考えてございます。

○【高橋委員】 わかりました。

○【是松教育長】 ほかにいかがですか。

城所委員。

○【城所委員】 不登校の件のところでお話したいと思います。指導の結果状況ということで数字が出ていますけれども、先ほど最初の感想のところ宮崎先生の話を入れたのですけれども、どうしても学校からの目で見ると、学校は行かなくてはいけなかったり、学校が子どもにとって全ての世界であり、どうしてもそういう見方になるところがなきにしもあらずというところがあるので、これから、国の流れとしてもいろいろな場をつくって、その子に応じた場をつくっていこうということになってゆくと思うので、子どもやケースによったりもするのですけれども、あまりネガティブに捉えないでほしいなというところも、多少あります。その子にとって、そのように過ごすことがどうしても必要で、それが糧になるケースもあると思うので、周りの大人があまりかっかせずに、一呼吸置いて見守ってあげられるような環境でいられるといいなと願っています。よろしくお願いします。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがですか。

私も一つだけ質問させていただきます。暴力行為ですけれども、中学校の暴力行為は、発生学校数としては2校でよろしいのかということ。実は、昨年たしか1校だけで、かなり集中して暴力行為件数が出された記憶があります。これは、その1校が、ちょっとした小競り合いも、生徒同士のちょっとしたけんかも全て暴力としてカウントしていた関係で、ほかの学校との温度差、認知の仕方に差があった記憶があります。今回、中学校は2

校かなと思っていますが、それでいいのかということと、小学校、中学校ともに、パニックや急にカッとなるという暴力態様が書かれていますので、これは、しょうがいに関係するものがあるのかどうかということの2点をご報告いただければと思います。

荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 今ご指摘のとおり、中学校の暴力行為は、発生校数は2校ということでございます。それから、小学校の暴力行為については、もちろん特別支援学級のお子さんも含まれてございます。それだけではなく、通常に在籍している子でパニックになるようなお子さんもございますので、含まれている形でございます。

○【是松教育長】 中学校のほうはいかがですか。

荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 こちらも、中学校で特別支援学級のお子さんが、特に対教師に暴力というようなところで抑えがつかなくなって、手を出してしまったという報告は上がってございます。そのほか、けんかの中でカッとなってというのも、通常学級中心に報告が上がっている状況でございます。

○【是松教育長】 承知しました。

よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(8) 報告事項2) 市教委名義使用について

○【是松教育長】 それでは報告事項2、市教委名義使用についてに移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、平成28年度6月分の教育委員会後援等名義使用についてです。お手元の資料のとおり、承認6件でございます。

まず、第2回国立まと火実行委員会主催の「第2回国立まと火」です。平成17年まで児童交流を続けてきた北秋田市合川地区の年中行事を通じた市民交流と文化交流を目的に、平成28年7月24日18時より、「まと火」を多摩川河岸約200メートルにわたり点灯するほか、セレモニーやアトラクションを実施します。参加費は無料となります。

2番目は、MOA美術館(公益財団法人岡田茂吉美術文化財団)主催の「MOA美術館国立児童作品展」です。子どもたちの創作活動を奨励することで、社会教育並びに情操教育の一端を担うことを目的に、小学生を対象とした絵画、書写の公募展を行い、その入賞者の作品を平成28年11月12日、11月13日に、くにたち市民芸術小ホールギャラリーにおいて展示します。作品の応募並びに作品展への入場は無料です。

3番目、学校法人NHK学園主催の「第30回NHK学園全国川柳大会」です。国立市民や全国の川柳愛好家が生涯学習時代を心豊かに生きるための一助とすることを目的に、全国から川柳を公募し、平成29年3月17日13時より、くにたち市民芸術小ホールにおいて、評価、表彰を行います。評価、表彰式への参加は無料ですが、投句は1,200円また

は2,400円となっております。

4番目、国立大学法人一橋大学主催の「平成28年度一橋大学秋季公開講座」です。今回は、平成28年9月24日14時より、一橋大学国立西キャンパス本館21番教室において、「会計のいま」をテーマに、4名のパネリストによるシンポジウム形式の講座を行います。参加費は無料です。

5番目、国立市ボランティアセンター主催の「夏の1日体験講座～ボラセン楽校2016～」です。小学校2年生から6年生を対象に、ボランティア活動に興味・関心を持つためのきっかけづくりを目的とし、平成28年7月27日、7月28日に、地域の方の協力による体験講座を行います。参加費は1講座につき300円です。

6番目、協同組合国立旭通り商店会主催の「サマー・キャンプ～みんなで防災体験～」です。青少年の育成と地域交流を目的に、平成28年8月26日、8月27日に、国立市立国立第三小学校において、テントを張っての宿泊や防災訓練、キャンプファイヤーなどを行います。参加費は保険代500円となっております。

以上、6件につきまして、事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の資料を承認いたしましたので、報告いたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご意見、ご感想等ございますでしょうか。

なければ、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回の予定でございます。8月23日火曜日、午後2時から、こちら教育委員室で予定をさせていただきます。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は8月23日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、お疲れさまでございました。

午後4時00分閉会